

三重県防災・減災アクションプラン

令和5年3月
三 重 県

～三重県防災・減災アクションプランの策定にあたって～

東日本大震災、紀伊半島大水害の発生から今年で12年を迎えます。この間も、熊本地震や西日本豪雨など、毎年のように大規模災害が発生し、尊い命が失われています。

三重県においても、今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震が発生し、甚大な被害が生じると予想されており、その切迫性は年々高まっています。

また、風水害についても、気候変動により激甚化、頻発化の傾向が強く、台風や豪雨による大規模災害がいつ県内で発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、県では、「県民の皆さん命と暮らしの安全・安心を守る」という使命を果たすため、本年度策定した県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」において、防災・減災、国民保護の取組を一層推進していくこととしています。

この「三重県防災・減災アクションプラン」は、これまでの取組を基礎としながら、社会情勢の変化や国の動きに的確に対応し、県民の命を守るために注力する取組について、令和5年度から8年度までの4年間で各年度に取り組むべきアクションを明確にし、めざす姿を確実に実現することを目的として策定しました。刻々と変化する防災を取り巻く状況をふまえて毎年度P D C Aサイクルを回すとともに、災害発生時に第一線で対応する市町、国や防災関係機関、地域の方々と緊密に連携しながら、命を守る取組を着実に進めてまいります。

県民の皆さんにおかれましては、ご自身やご家族等の命を守るため、防災・減災活動へのご参画とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

結びに、このアクションプランの策定にあたり、専門的な視点から貴重なご意見をいただきました「防災・減災対策検討会議」の委員の皆さんをはじめ、ご協力をいただきました多くの皆さんに心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年3月 三重県知事 一見 勝之

目 次

1 はじめに ······	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 進捗管理	
2 検証と課題 ······	2
(1) 対策上想定すべき事象	
ア) 南海トラフ地震	
イ) 内陸直下型地震	
ウ) 風水害	
エ) 国民保護事案	
(2) これまでの取組をふまえた今後の課題	
ア) 災害対応力のさらなる強化	
イ) 防災意識の醸成と避難体制の整備	
ウ) 避難環境の整備	
エ) 新型コロナウイルス感染症への対応	
オ) 人口減少・高齢化への対応	
カ) 国民保護	
3 今後の取組方向 ······	4
(1) 災害即応体制の充実・強化	
(2) 災害保健医療体制の整備	
(3) 確実に避難することができる体制の整備	
(4) 安全・安心な避難環境の整備	
(5) 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	
4 施策体系 ······	5
5 施策の内容 ······	6
取組方向 1 災害即応体制の充実・強化 ······	7
1－1 災害対策本部機能の強化	
1－2 職員の災害対応能力の向上	

取組方向 2 災害保健医療体制の整備	11
2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進	
2－2 医療体制の継続性の確保	
取組方向 3 確実に避難することができる体制の整備	15
3－1 避難施設の整備促進	
3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	
3－3 避難に必要な防災情報の提供	
取組方向 4 安全・安心な避難環境の整備	21
4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	
4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援	
4－3 物資の受入・供給体制の整備	
4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備	
取組方向 5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	29
5－1 命を守るための意識の醸成	
5－2 防災教育の推進	
5－3 地域の防災人材の育成	
【巻末資料】	
令和5年度～令和8年度の防災・減災及び国民保護に関する取組一覧表	
	35
「三重県防災・減災アクションプラン」策定経過	43

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

今後 30 年以内に 70~80% の確率で発生し、県内で甚大な被害が予想される南海トラフ地震をはじめとした大規模地震や、激甚化・頻発化する風水害、武力攻撃等の国民保護事案など、県民の命を脅かす災害等はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、大規模災害の発生に備え、県民の命を守ることを第一としながら、国や市町、防災関係機関と連携して迅速・的確な対応を実施するための取組や、個々の市町のニーズや状況に合わせた支援を重点的に進めていくことが必要となっています。また、このような取組を進めるにあたっては、行政だけでなく、地域住民の参画を得ることが不可欠です。

県ではこれまで、防災・減災対策の方向性と道筋を示した「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき防災・減災対策に取り組んできました。これまで進めてきた防災・減災対策を基礎としながら、災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、「三重県防災・減災アクションプラン」を新たに策定します。

(2) 計画の位置づけ

「三重県防災対策推進条例」第 10 条第 2 項に基づき、「三重県地域防災計画」に定められた防災対策を実行するための事業計画です。

また、本県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

(3) 計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 4 年間

(4) 進捗管理

毎年度の進捗状況を公表するとともに、社会情勢の変化など、必要に応じて各取組の見直し等を行い、施策の着実な推進を図ります。

2 検証と課題

(1) 対策上想定すべき事象

アクションプランにおいて想定している事象は以下のとおりです。これらが複合的に発生する場合や、災害と感染症に同時にに対応する場合等についても想定しておく必要があります。

ア) 南海トラフ地震

南海トラフ地震は今後 30 年以内に 70~80% の確率で発生が予想されるなど、年々切迫性が高まっている状況です。

本県が平成 25 年度に公表した被害想定によると、県内のほぼ全域で震度 6 弱以上、特に南部の大半と伊勢湾沿岸部では震度 6 強、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度 7 が想定され、津波による甚大な人的被害が発生する可能性があります。

○南海トラフ地震被害想定（理論上最大）

死 者：約 53,000 人、うち津波による死者は約 42,000 人

負傷者：約 62,000 人、うち重傷者は約 18,000 人

避難者：発災後 1 か月後には県全体で約 973,000 人

イ) 内陸直下型地震

本県において、大規模な内陸直下型地震を引き起こす可能性のある活断層は「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の 3 つが確認されており、本県が平成 25 年度に公表した被害想定によると、県内各地域で甚大な被害が発生する可能性があります。

○養老－桑名－四日市断層帯地震被害想定

北勢地域の大半で震度 6 強以上、断層近傍では震度 7 が想定されています。

死 者：約 6,000 人、うち約 5,900 人が北勢地域と想定

負傷者：約 34,000 人

○布引山地東縁断層帯（東部）地震被害想定

北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域において震度 6 強以上、断層近傍では震度 7 が想定されています。

死 者：約 4,100 人

負傷者：約 29,000 人

○頓宮断層地震被害想定

伊賀地域を中心とした地域で震度 6 弱以上、断層近傍では震度 6 強以上が想定されています。

死 者：約 200 人

負傷者：約 3,100 人

ウ) 風水害

気候変動により、強い勢力を維持したまま接近する台風や、1時間降水量80ミリ以上の雨（猛烈な雨）の年間観測回数が増加傾向にあるなど、風水害の激甚化・頻発化の傾向は顕著なものとなっています。

本県においても、令和3年度における1時間降水量50ミリ以上の雨（いわゆる「非常に激しい雨」）の発生回数は17回、同80ミリ以上の雨の発生回数は3回と、災害が発生する危険性のある大雨の発生回数が増加傾向にあります。

エ) 国民保護事案

県内には、石油コンビナート、ダム、大規模集客施設、自衛隊施設等が複数存在し、これら施設に対する武力攻撃やテロが万一行われた場合、重大な事態となり、県民の生命、身体及び財産に大きな影響がおよぶおそれがあります。

（2）これまでの取組をふまえた今後の課題

「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、これまで本県が進めてきた防災・減災の取組を総括し、次のとおり課題を整理しました。

ア) 災害対応力のさらなる強化

毎年度、総合図上訓練や総合防災訓練（実動訓練）を実施し、情報収集力の向上や分析・対策立案力の向上、防災関係機関との連携強化に取り組んできました。その結果、訓練等により県の災害対応力は着実に向かっているものの、職員個人や災害対策本部における役割の習熟度にばらつきが見られるため、引き続き災害対応力の強化を進める必要があります。

また、災害時の保健医療体制や市町支援体制についてもさらに強化していく必要があります。

イ) 防災意識の醸成と避難体制の整備

県民の防災意識の醸成と地域防災力の向上を図るため、防災啓発活動に取り組むとともに、市町によるハザードマップの作成や地域による地区防災計画の策定の支援など、避難体制の整備を進めてきました。

しかし、その実効性の検証や、避難時に犠牲となることが多い高齢者や障がい者など避難行動要支援者への対策については、さらに取組を進める必要があります。

ウ) 避難環境の整備

安全・安心な避難環境を整備するため、避難所運営マニュアルの作成や必要な資機材の整備など、市町による避難所の運営・環境整備への支援等に取り組んできました。今後も、県民が安心して躊躇なく避難し、安全に避難生活を送ることができる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

エ) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、避難所における感染症対策に取り組んできましたが、一方で、地域の防災訓練が中止や縮小されるなど、県民が地域の防災活動に参加しにくい状況です。今後は、こうした新たな課題に対応した手法を取り入れつつ、防災啓発や地域の防災活動の支援に取り組んでいく必要があります。

オ) 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進展に伴い、地域の防災活動を担う人材が年々不足することが懸念されるとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が今後も増加することが予想されるため、自主防災組織や消防団等の担い手確保に一層注力し、地域防災力の強化を進める必要があります。

カ) 国民保護

武力攻撃や大規模テロ等から県民の安全を確保し、被害を最小限に抑えられるよう、避難施設の指定や訓練の実施等有事への備えを進める必要があります。

3 今後の取組方向

課題に対応し、県民の命を守るために今後注力すべき防災・減災対策の取組の方向性を次の5つに整理しました。

(1) 災害即応体制の充実・強化

災害発生時において、県民の命を守るための救助・救急活動をはじめとする災害対応を円滑に実施するためには、初動対応が最も重要となります。そのため、引き続き発災直後に力点を置いた災害対策本部機能の強化を図るとともに、災害対策本部を運営する職員の能力向上について特に注力します。

(2) 災害保健医療体制の整備

大規模災害発生時は、医療機関自体も被災する可能性がある中、多くの傷病者に対して迅速かつ的確に保健医療サービスを提供する必要があります。そのため、災害時の保健医療体制の強化に取り組むとともに、特に保健医療活動を支える人材の育成とスキルアップに注力します。

(3) 確実に避難することができる体制の整備

県民が安全な場所に迅速に避難し、災害等から命を守ることができるよう、必要な避難場所を確保し、さまざまな状況においても確実な避難につながる取組を進めます。あわせて、避難に関する情報を県民が迅速かつ的確に入手できるよう、デジタル技術を活用した情報発信の強化に注力します。

(4) 安全・安心な避難環境の整備

避難生活における災害関連死を防ぐとともに、良好な避難生活環境を確保するための施設整備や、それぞれの被災者に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導等を実施できる体制整備に注力します。

(5) 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

自らの命を守る「自助」の意識の醸成につながる手法や仕組みを検討するとともに、学校における防災教育の推進に注力します。

また、自主防災組織や消防団等が主体となる地域の防災活動の活性化を図るため、地域の防災活動を担う人材の育成・確保に一層注力します。

4 施策体系

5つの取組方向に基づき、アクションプランの計画期間において特に注力していく施策は以下のとおりです。

<三重県防災・減災アクションプランの施策体系>

取組方向	施策
1 災害即応体制の充実・強化	1－1 災害対策本部機能の強化 1－2 職員の災害対応能力の向上
2 災害保健医療体制の整備	2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進 2－2 医療体制の継続性の確保
3 確実に避難することができる体制の整備	3－1 避難施設の整備促進 3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築 3－3 避難に必要な防災情報の提供
4 安全・安心な避難環境の整備	4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援 4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援 4－3 物資の受入・供給体制の整備 4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	5－1 命を守るための意識の醸成 5－2 防災教育の推進 5－3 地域の防災人材の育成

5 施策の内容

施策体系に基づき、個々の施策について次のとおり整理して記載しています。

取組方向〇　〇〇〇

施策〇一〇　〇〇〇〇

※ 取組方向ごとに施策番号を設定して整理しています。

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

※ この施策において、令和8年度末に到達すべき目標を記載しています。

【現状と課題】

※ この施策における令和4年度現在の状況と課題について整理しています。

【特に注力する取組】

※ 現状と課題をふまえ、めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）を実現するため、このアクションプランの計画期間において特に注力する取組について記載しています。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇			

※ 【特に注力する取組】を着実に進めていくにあたって、その進捗を表す代表的な取組事項（アクション）を年度ごとに記載しています。

※ 「年度ごとのアクション」には、マニュアル作成や制度構築等の各年度の成果のほか、成果指標となる対象を年度ごとの進捗がわかる形で記載しています（〇〇回・〇〇件・〇〇名 等）。

なお、複数年をかけて実施する取組や、毎年度継続して実施することを目標とする場合は、複数年を一括して記載しています。

取組方向 1 災害即応体制の充実・強化

施策 1－1 災害対策本部機能の強化

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害発生時等の初動において、迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、県や市町の災害対策本部体制が一層強化されています。

【現状と課題】

- 大規模災害発生時等において、甚大な人的被害に対し救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するためには、初動対応が非常に重要であることから、三重県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）に必要な人員体制を迅速に構築する必要があります。
- このため、県では、令和4年8月に「南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー」として、過去の災害から得られた教訓や近年の社会情勢の変化をふまえ、大規模地震発生時における初動対応について検証を実施し、「一人の職員が複数の業務を担うことで、災害対応が滞る可能性があるため、各職員が一つの業務に専念できる体制で確実に災害対応を行う」ことを原則として整理したところです。
- 今後は、この検証結果をふまえ、県各所属において災害時に優先的に実施する業務についても整理するとともに、特に平時の人員体制では対応できない大規模災害時等において、国や他の都道府県からの人的支援を円滑に受け入れる受援体制も具体的に想定しながら、人的資源を確保し災害対策本部を迅速に構築するための仕組みを整備します。
- また、災害対応の最前線となる市町の災害対策本部機能の強化を支援するとともに、引き続き国や防災関係機関等との連携強化を図ることで、災害対応の総合力を向上させる体制整備を進めます。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部初動体制の強化

大規模災害発時の三重県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）における災害対応業務について、特に初動に必要な組織体制の検証と見直しを行い、新たな体制に基づき訓練を重ねることで、災害対応の実効性向上を図ります。

この体制見直しをふまえ、県組織の全ての所属において、災害時に優先的に実施する非常時優先業務（※¹）と、それを実行するために必要な組織体制を整理し、大規模災害時において人的資源を確保する仕組みを構築します。

○ 市町災害対策本部機能強化の支援

災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町による図上訓練の実施について、訓練内容の検討や企画・立案の段階から、実際に訓練を実施する際の運営支援等、各市町のニーズや状況に合わせた支援を行います。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1－1－1 災害対策本部初動体制の強化	県災害対策本部における初動の災害対応に必要な組織体制の検証及び見直し	地方災害対策本部における初動の災害対応に必要な組織体制の検証及び見直し	新たな体制に基づく訓練の実施	新たな体制に基づく訓練の実施
1－1－2 市町災害対策本部機能強化の支援	市町が実施する図上訓練に對して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町ニーズや状況に応じて必要な支援を実施（全ての市町に実施）	市町が実施する図上訓練に對して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町ニーズや状況に応じて必要な支援を実施（全ての市町に実施）	市町が実施する図上訓練に對して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町ニーズや状況に応じて必要な支援を実施（全ての市町に実施）	市町が実施する図上訓練に對して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町ニーズや状況に応じて必要な支援を実施（全ての市町に実施）

※1 非常時優先業務

大規模災害発生時等に優先的に実施しなければならない業務全般。災害対応業務に加え、平時に各所属で実施している通常業務のうち、災害が起こっても中断することができない業務が含まれる。

施策 1－2 職員の災害対応能力の向上

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害発生時等において、災害対策本部の中核となって活動する職員等、初動の災害対応において重要な役割を担う職員が育成され、災害対応を迅速かつ的確に実施する体制が整っています。

【現状と課題】

- 大規模災害発生時等において、災害対策本部において中核となる、具体的な指示を出す職員及びそれを補佐する職員は、防災に関する専門的な知識や経験を有していることが求められます。
- また、全ての県職員は、三重県災害対策本部の一員として、災害時における自らの所属の役割を理解したうえで、業務が集中する部門・部署への応援に入るなど、限られた人的資源の中で組織一丸となって対応するため、職階に応じた役割を意識した人材育成を実施する必要があります。
- 本県では令和元年度に「三重県防災人材育成指針」を策定し、令和2年度から、全ての職員を対象として、災害対策本部における業務遂行上の役割に応じた訓練・研修や、新規採用職員から部局長まで、各階層別の防災研修を実施するなど、職員の人材育成を進めています。
- 今後は、災害対応をより迅速かつ的確に実施することに重点を置き、災害対策本部の中核となる職員や、緊急派遣チーム（※¹）のように災害対応の初動において重要な役割を担う職員に対して、専門的な研修や訓練に注力することで、特に初動における災害対策本部機能を強化していく必要があります。
- また、武力攻撃等の国民保護事案にも対応できるよう、こうした事案に特化した訓練を実施することで、職員の対応力を向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部の中核となる職員の育成

令和5年度に実施する災害対応業務体制の見直しをふまえ、大規模災害発生時等に災害対策本部で中核となって活動する職員を対象として、防災に関するより専門的な研修や、人命救助に特化した部隊別の訓練を通じて、迅速かつ的確に災害対応を実施できる人材の育成を進めます。

○ 役割に応じた対応能力の強化

- ・ 災害発生時等において、市町の被害状況や支援要請などの把握を主な役割とする緊急派遣チームの要員を事前に指定し、指定された職員を実際に市町に派遣する訓練を実施することで、市町支援の専門性向上を図ります。
- ・ 武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に的確な対応が行えるよう、有事において想定される重要場面に焦点を当てて、対処すべき事項等を中心に検討す

る訓練（討議型図上訓練）と、発災からの一連の状況を県と市町等が演練する訓練（ロールプレイング方式の図上訓練）を、国と連携しながら毎年度交互に実施することにより、県及び市町対策本部の対応能力の向上や関係機関との連携強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1－2－1 災害対策本部 の中核となる 職員の育成	災害対策本部の 中核となる職員 を育成する仕組 みの構築	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数30人)	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数45 人(累計))	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数60 人(累計))
		人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊にお いて実施)	人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊・社 会基盤対策部 隊・保健医療部 隊において実 施)	人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊・社 会基盤対策部 隊・保健医療部 隊において実 施)
1－2－2 役割に応じた 対応能力の強 化	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施
	全ての市町が参 加する国民保護 訓練（討議型図 上訓練）を実施	国民保護訓練 (ロールプレイ ング方式の図上 訓練)を、実施 実績のない市町 と共同で実施	全ての市町が参 加する国民保護 訓練（討議型図 上訓練）を実施	国民保護訓練 (ロールプレイ ング方式の図上 訓練)を、実施 実績のない市町 と共同で実施

※1 緊急派遣チーム

県内で地震、風水害等災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に当該市町へ派遣され、
情報収集や必要な支援の調査等、県との総合調整を主な役割として活動する。

取組方向2 災害保健医療体制の整備

施策2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害時における保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップが進んでいます。

【現状と課題】

- 災害発生時においても適切な医療が提供できるよう、医療機関に対する施設・設備の整備に係る支援を行うとともに、国や県が主催する研修等を通じて保健医療活動を支える人材の育成・スキルアップなどに取り組んでいます。
- 引き続き南海トラフ地震や台風等による大規模災害の発生を想定し、災害発災時における保健医療提供体制の充実・強化に取り組む必要があるため、計画的、継続的な人材育成・スキルアップが必要です。

【特に注力する取組】

○ 県内DMA Tチームの養成

- ・ 国が実施するDMA T（※¹）、DPAT（※²）、DHEAT（※³）、災害時小児周産期リエゾンの養成研修等を活用した人材育成に加えて、急性期の災害医療体制を強化するため、新たに本県独自で県内での災害医療活動に特化した「三重ローカルDMA T」の養成に取り組み、本県で活動できるDMA Tチーム数の増加を図ります（令和4年度末時点の県内のDMA Tチーム数：29隊）。
- ・ 災害医療コーディネーター（※⁴）や災害看護研修等の実施、国や県が主催する訓練への参加を通じて災害拠点病院（※⁵）をはじめとする医療機関等とのネットワーク構築等、災害時の保健医療活動を支える人材の育成・スキルアップに取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2－1－1 県内DMA T チームの養成	県内DMA T チーム数（34 隊）	県内DMA T チーム数（39 隊）	県内DMA T チーム数（45 隊）	県内DMA T チーム数（51 隊）

※1 DMA T

災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team) の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。

※2 D P A T

災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) の略。大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して「精神科医療及び精神保健活動の支援」を行うための精神科医、看護師等で構成された専門的なチームのこと。

※3 D H E A T

災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team) の略。災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームのこと。

※4 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部及び保健所において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

※5 災害拠点病院

災害時に医療救護活動の中心となる病院で、都道府県に指定された病院。

施策 2－2 医療体制の継続性の確保

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模地震災害が発生した際に、全ての病院が自院で整備した「B C Pの考え方に基づく病院災害対応マニュアル（以下「病院B C P」という。）」に基づいて行動し、速やかに医療提供体制の確保ができるような体制が整っています。

また、整備した病院B C Pのブラッシュアップが適宜実施され、病院ごとに常に災害時に備えた適切な運用が行われています。

【現状と課題】

- 災害時においても必要な医療を提供できるよう、県内全ての地域でB C P（業務継続計画）整備に係る地域別研修会を実施しており、令和4年9月末現在、県内93病院のうち全ての災害拠点病院を含む62病院（約67%）で病院B C Pが整備済みとなっています。
- 引き続き、県内の全ての病院で病院B C Pの整備促進と定着化を図る必要があります。あわせて整備した病院B C Pのブラッシュアップを定期的に行いうような啓発が必要です。

【特に注力する取組】

○ 病院B C Pの整備支援

全ての病院で病院B C Pの整備ができるよう、研修会を通して病院B C P整備の働きかけを行います。さらに、未整備の病院に対して、B C Pの整備が困難となっている理由や課題を聞き取りながら丁寧な支援に取り組み、病院B C Pの作成状況をふまえて支援策等を整理するとともに、取組内容の検討を行います。

また、災害発生時に実効性のあるマニュアルとして活用できるよう、B C P整備済み病院へのフォローアップを実施します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2－2－1 病院B C Pの 整備支援	病院B C P未 整備病院への 働きかけ	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応
		整備済み病院 へのフォロー アップ	整備済み病院 へのフォロー アップ	整備済み病院 へのフォロー アップ

取組方向3 確実に避難することができる体制の整備

施策3－1 避難施設の整備促進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害に際して避難を必要とする全ての人に対し、避難場所が確保されています。

また、武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に命を守るための避難施設の指定が進んでいます。

【現状と課題】

- 県内各市町においては、地震や津波、洪水、土砂災害などの災害から住民の命を守るために、各地区で発生が予想される災害の種類に応じて、避難施設の整備・確保を進めており、特に津波避難施設については、国による財政支援制度も活用しながら整備が進められています。
- しかし、地震発生から浸水がはじまるまでに時間的余裕がない11市町（※¹）においては、財政的負担が大きいために十分に津波避難施設の整備が進んでいないところもあります。こうした地域の方々が限られた時間内で確実に津波から避難できるよう、市町による津波避難施設の一時も早い整備を促進していく必要があります。
- 武力攻撃等の有事に備えた緊急一時避難施設（※²）の指定について、市町の協力を得ながら一定程度確保が進んでいますが、弾道ミサイル発射時には限られた時間で速やかに避難を行う必要があることから、より多くの施設を緊急一時避難施設として指定できるよう、今後も引き続き取組を進めいく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 津波避難施設や避難路等の整備の促進

地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域が存在する11市町における津波避難タワー等の津波避難施設や避難路、避難誘導サイン等の整備を早期に進めるため、県による財政支援を実施します。

○ 避難施設（国民保護）の指定の推進

武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に県民の命を守るために、市町と連携して、県や市町が保有する公共施設を中心に調査を行い、緊急一時避難施設の指定を進めます。また、令和5年度に、様々な条件下における地下施設建設の有効性を調査し、県本庁舎や地域庁舎の建て替え時における地下施設のあり方を決定します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－1－1 津波避難施設 や避難路等の 整備の促進	地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域（11市町）への財政支援			
3－1－2 避難施設（国民 保護）の指定の 推進	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (県有施設の調査を完了) 県有施設建て替え時における地下施設のあり方を決定	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (県有施設の指定を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (市町有施設の調査を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (市町有施設の指定を完了)
	緊急一時避難施設としての指定に向けて、民間施設への働きかけを実施			

※1 地震発生から浸水がはじまるまでに時間的余裕がない11市町

理論上最大の南海トラフ地震が発生した場合、概ね15分以内に30cmの津波等の浸水がはじまる予測される地域が存在する11市町（木曽岬町、桑名市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）

※2 緊急一時避難施設

爆風等からの直接の被害を軽減するため、一時的な避難に活用可能なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設について、県が指定する。

施策3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模地震発生に伴う津波に対して速やかに避難行動を取ることができるよう、避難が必要な全ての人が避難場所や避難経路を把握し、避難対策の実効性が確保されています。

また、各地域の特性に応じた避難方法等の検討が行われ、地域の「共助」により、避難対策の実効性の向上が図られています。

【現状と課題】

- 本県では平成26年に南海トラフ地震による被害想定を公表するとともに、市町における津波ハザードマップの作成・周知と合わせ、個人や地域の避難計画作成を支援するツール「Myまっふラン」等も活用しながら、津波浸水区域内の住民が津波から適切に避難するための取組への支援を行ってきました。
- 「令和4年度防災に関する県民意識調査」では約9割の方が災害から避難すべき場所を認知するに至っていますが、その一方で、夜間など避難が困難な状況における避難について、約4割の方が「自信がない」、約2割の方が「考えたことがない」と回答しています。こうした中、これまでの避難方法等の検証を実施し、地域や住民のおかれた状況に応じて、避難が必要な全ての人がより確実に避難できる対策を検討し、進めていく必要があります。
- 全国有数の観光県である本県において大規模地震が発生した場合、旅行先の土地鑑や災害経験を持たない観光旅行者の被災に加え、道路や鉄道の途絶等による多数の帰宅困難者の発生が想定されます。
- これをふまえ、県では、県内の観光事業者・関係団体が観光地の防災対策に主体的に取り組むことができるよう、防災面での知識習得のための研修会の開催のほか、津波からの避難誘導など観光旅行者の安全・安心を確保するための課題検討の場づくりに取り組んできました。
- 大規模地震が発生した際、観光旅行者が津波から適切に避難できるよう、引き続き、有事における観光関係者の現場対応力を高めていくことが必要です。

【特に注力する取組】

○ 津波避難の実効性の検証と対策の推進

避難が必要な一人ひとりの津波避難の実効性をより高めていけるよう、市町が取り組んでいる個別避難計画や地区防災計画の作成支援に加え、地域の特性に応じた最適な避難場所や避難が困難な状況における避難の方法、津波避難タワーへの避難後に周囲が浸水して取り残された場合等への対策など、津波避難の検証による津波避難対策の見直しや、見直し後の対策に基づいた避難訓練の実施など課題解決に向けた取組への支援を行います。

また、県内への観光旅行者も含め災害時に避難を必要とする人が、近くの避難場所等を迅速に把握し、適切に避難行動がとれるよう、県と市町が連携し、デジタル技術を活用した避難場所等に係る情報提供の仕組みの整備等を行います。

○ 観光防災の推進

県内の観光事業者や観光関係団体が、津波発生時に起こりうる事態を具体的に想定しながら、観光旅行者の安全を確保できるよう、従来から実施している研修会に加え、新たに先進的な取組事例を調査し、得られた知見をふまえ、観光関係者向けの観光防災マニュアルを作成します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－2－1 津波避難の実効性の検証と対策の推進	各地域での避難方法等の検証に活用できるツールの作成	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (7市町で実施)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (12市町(累計)で実施)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (19市町(累計)で実施)
3－2－2 観光防災の推進	先進事例の調査と関係者への共有(2件)	先進事例の調査と関係者への共有(5件(累計))	観光防災マニュアルの作成に向けた情報収集	観光防災マニュアルの作成

※1 個別避難計画

災害対策基本法第49条の14に基づき、市町が作成に努める、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための方法を定めた計画。

※2 地区防災計画

市町内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画。

施策 3－3 避難に必要な防災情報の提供

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害時に避難を必要とする全ての人に対し、適切な避難行動を行うための防災情報が確実に提供できる体制が整っています。

【現状と課題】

- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を「防災みえ.jp」ホームページやSNS(Twitter、LINE)、メール等により提供しています。
- 災害時に避難を必要とする全ての人が、必要な情報を的確に入手し、適切な避難行動をとることができるよう、デジタル技術を活用しながら情報を収集し、迅速にわかりやすく防災情報を提供するとともに、気象情報に関する制度改正に適宜対応していく必要があります。

また、「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、気象・災害情報を入手したい情報源として、約4割の方が「防災みえメール配信サービス」を、約3割の方が「防災みえ.jp」ホームページを挙げていることから、今後、「防災みえ.jp」の利便性をより一層向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 防災情報プラットフォームの強化

避難行動を行うために必要な防災情報をよりわかりやすく、正確に、確実に提供するため、情報発信ツールや提供する防災情報の内容についてあらゆる観点から検証を行い、「防災みえ.jp」ホームページについて見やすくかつ求める情報を迅速に探すことができるようする改善やSNSを活用した情報発信等の改善を図るとともに、線状降水帯情報などの新たな防災情報や制度改正に適切に対応するなど、防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－3－1 防災情報プラットフォームの強化	情報発信ツール（防災みえ.jp等）や提供する防災情報の内容の検証	情報発信に係る新しい仕組みに係る仕様の作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用

取組方向 4 安全・安心な避難環境の整備

施策 4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害関連死を防止するため、避難所における停電対策や断水対策等の環境改善が図られるとともに、住民主体による避難所運営体制が確立されています。

また、避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、被災者のニーズに応じた保健活動（保健指導及び栄養指導等）ができる体制が整っています。

【現状と課題】

- 避難所で起こりうる課題を可能な限り回避し、災害関連死が発生しないよう、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害で課題となった事項への対策や避難所における新型コロナウイルス感染症対策も盛り込んだ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、住民主体による避難所運営体制の構築を支援しています。また、令和3年度からは、この策定指針に基づく避難所運営の実効性について検証するために「避難所アセスメント」を実施し、各市町の避難所の運営方法の改善を支援しています。
- 「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、地震や風水害で避難しようと思わない理由として「避難所生活が不便・不自由だから」と答えた方が約3割にのぼっていることから、避難所内でのプライベートな空間の確保や空調・換気対策、災害による停電や断水が発生した場合の備えなど、県民が安心して避難できる避難所の生活環境の改善に引き続き取り組んでいく必要があります。
- また、避難所等においては、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、迅速かつ的確な対応が求められることから、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修や訓練、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン第二版」の周知・啓発のための研修の実施、地域の状況に応じた地域版マニュアル作成の支援など、被災者のニーズ等に的確に対応した保健活動が行えるよう、保健所と市町が連携した取組を実施しています。
- 引き続き、災害時保健師活動マニュアル等を活用した研修や訓練を実施することにより保健師・栄養士等のスキルアップを図るとともに、保健所と市町が連携し、災害時の保健活動の体制を強化する必要があります。

【特に注力する取組】

○ 避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善

各市町で実施した「避難所アセスメント」で得られた知見について、地域住民が活用しやすいように「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に新たに盛り込み、自主防災組織等が行う避難所運営訓練や避難所運営マニュアル作成ワークショップ等での活用を通して、住民主体による避難所運営体制の構築に向けた支援を行っていきます。また、停電対策や断水対策など、避難所の環境改善として市町が実施する資機材等の整備に対し、地域減災力強化推進補助金を活用して支援を行います。

○ 避難所等における保健・衛生活動体制の整備

被災者のニーズ等に的確に対応した保健活動が行えるよう、「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修や訓練を実施するとともに、保健所とその管内市町において保健活動に係る会議等を開催し、組織体制や活動体制についての確認や検討を進め、災害時の保健活動の体制強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4-1-1 避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	全市町における避難所アセスメントの完了	避難所アセスメント結果をふまえた「避難所運営マニュアル策定指針」の見直し・市町での活用促進		
4-1-2 避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所2か所以上で開催）	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所4か所以上で開催）	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所6か所以上で開催）	全ての保健所と市町において開催

施策 4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害発生時に、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦と乳幼児、子どもなど避難者の多様性に配慮した避難所運営体制が確立され、多様な避難者を円滑に支援することができる体制が整備されています。

また、避難所等で配慮が必要な避難者を支援する三重県DWATの即応体制が整備されています。

【現状と課題】

○ 県では、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦と乳幼児、子どもなど多様な避難者に配慮した避難所運営体制の確立を促進するため、市町や地域が行う避難所運営訓練に防災技術指導員を派遣し、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害で課題となった事項への対策等を盛り込んだ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、要配慮者を含む避難者受入れの指導などの支援を行っています。また、地域減災力強化推進補助金を活用した要配慮者用の災害用トイレやプライベートルームなどの資機材整備に加え、民間事業者等との協定による電源確保手段としての電気自動車の確保など、さまざまな支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、市町や地域における多様な避難者に配慮した環境整備の取組を支援していく必要があります。

○ 県内の外国人住民数は53,042人（令和3年末）で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合となっているとともに、外国人住民の定住化や多国籍化が進むことが予想される中、災害発生時における外国人避難者のサポート体制の充実が求められています。こうした中、外国人避難者が災害情報等を的確に入手し、不安なく避難生活を送ることができるよう、関係機関等とのネットワーク強化や円滑な情報伝達に向けた取組などの外国人避難者支援のための環境整備を引き続き進めていく必要があります。

○ 大規模災害等の発生時に配慮が必要な避難者を支援するため、令和元年度に創設した「三重県DWAT（※¹）」が実際の災害対応において効果的に活動できるよう、チーム員に対し実践的な研修を行うことで、三重県DWATの即応性を強化する必要があります。

また、配慮が必要な避難者が、安心して避難生活を送ることができる環境を整えるため、福祉避難所の運営体制を整備する必要があります。

【特に注力する取組】

○ 避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援

- 市町や地域が実施する避難所運営訓練や避難所運営マニュアル作成ワークショップ等に県防災技術指導員を派遣し、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用した環境整備の取組への支援を行います。

また、地域減災力強化推進補助金を活用して、避難者の多様性に配慮した避難所運営に必要となる資機材等の整備を支援します。

- 災害発生時において外国人への支援を目的として設置する「みえ災害時多言語支援センター」が効果的に機能し、多言語による情報伝達や外国人避難者への対応を的確に行えるよう、各市町と連携した避難所における外国人避難者の円滑な受入れに向けた訓練や、センターの立ち上げ時を想定した関係機関相互の多言語情報提供に関する図上訓練を実施します。

- 三重県DWATが効果的に活動できるよう、三重県社会福祉協議会と協力し、チーム員に対してDWAT活動に係る実践的な研修を実施します。

また、福祉避難所を運営する施設職員や市町職員に対して、円滑な運営体制を確保するために必要な能力向上を図るための研修を実施します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4-2-1 避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（1市町で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（2市町（累計）で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（3市町（累計）で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（4市町（累計）で実施）
	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）

※1 DWAT

災害派遣福祉チーム（Disaster Welfare Assistance Team）の略。災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の福祉ニーズに対応するため、福祉専門職等で構成されるチームのこと。

施策 4－3 物資の受入・供給体制の整備

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害に備え、被災者の命をつなぐために必要となる物資を確保するとともに、全市町で物資調達にかかる支援計画が整備され、発災時に円滑に物資を受け入れ、被災者まで確実に届けることができる体制が整っています。

【現状と課題】

- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県と市町が発災初期において生命維持や生活に必要な物資を確保する必要があるため、平成28年度に「三重県備蓄・調達基本方針」を策定し、被災者の最低限の避難生活の維持や命をつなぐために不可欠な10の重要品目（※¹）について、物資の支援に係る民間事業者との協定締結や、県物資拠点での備蓄を進めています。さらに、段ボールベッド等、避難所の良好な生活環境を確保するために必要な物資についても、民間事業者の協力を得ながら確保に取り組んでいます。
- しかしながら、10の重要品目のうち、食料、携帯・簡易トイレ、哺乳瓶の3品目については、県が確保すべき備蓄目標量に達していないことから、流通備蓄や計画的な現物備蓄により確保を進めていく必要があります。
- また、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されることから、大規模災害発生時に国や他都道府県からの応援を円滑に受け入れるため、平成29年度に「三重県広域支援計画」を策定するとともに、同計画と連携した支援活動を円滑に実施するため、市町においても、「市町支援計画」の策定を促進し、県と市町が一体となった物資の支援体制の整備を進めています。
- 今後も引き続き、県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）の体制の見直しをふまえながら、発災時に円滑に物資を受け入れができるよう、策定した支援計画に基づいた訓練や、県及び市町職員の物資拠点運営に関する知識・ノウハウの習得等を通じて計画の実効性を向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 備蓄物資の確保

発災時に必要となる物資を確保できるよう、民間事業者との協定締結や計画的な現物での備蓄を進め、目標に達していない食料、携帯・簡易トイレ、哺乳瓶の確保に取り組みます（備蓄目標に対する令和5年3月時点の充足率：食料65%、携帯・簡易トイレ58%、哺乳瓶31%）。

○ 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備

発災時において被災者に物資を円滑に供給することができるよう、令和5年

度及び令和6年度に実施する県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）の体制の見直しをふまえ、県物資拠点において物資の受入・供給に関する訓練を実施し、支援計画の実効性向上を図ります。また、県及び市町職員を対象に民間の物流専門家を招いた研修会を開催し、拠点運営に関する基本的な知識やノウハウの習得を図ります。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4-3-1 備蓄物資の確保	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の66%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の69%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の72%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の75%を確保）
	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の66%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の69%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の72%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の75%を確保）
	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の40%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の60%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の80%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の100%を確保）
4-3-2 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	県災害対策本部（本庁）における物資の受入・供給体制の見直し	地方災害対策部（地域庁舎）における物資の受入・供給体制の見直し	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施（物資拠点3か所で実施）	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施（物資拠点6か所（累計）で実施）
	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点2か所で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点4か所（累計）で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点6か所（累計）で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点8か所（累計）で実施）

※1 被災者の最低限の避難生活の維持や命をつなぐために不可欠な10の重要品目

「三重県備蓄・調達基本方針」にて定める、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、飲料水の10品目。

施策 4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

被災者の多様なニーズに対し、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターがコーディネートを行い、N P O ・災害ボランティア、企業、士業、大学等の多様な支援主体の協働による被災者支援が行われる体制が整っています。

【現状と課題】

- 被災地及び被災者の速やかな復旧と、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うことを目的として、平成 29 年度には三重県広域受援計画において「ボランティアの受入れに関する計画」を、令和 2 年度には、コロナ禍での発災を想定した市町社会福祉協議会及び市町が災害ボランティアの受援方針を検討するためのガイドライン（新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県版災害ボランティア受援ガイドライン）を策定しました。
- 近年、N P O ・ボランティア団体以外にも企業、士業、大学等の多様な主体が被災者支援の担い手として専門的な知見を活かした活動を行っています。こうした中、これら多様な主体が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、各支援主体間の情報共有や連携・調整を行う三重県域協働プラットフォームの運営を担う「みえ災害ボランティア支援センター（M V S C）」の体制強化に取り組んでいく必要があります。

【特に注力する取組】

○ みえ災害ボランティア支援センター（M V S C）のコーディネート機能の強化

本県での大規模災害発生時、M V S C のもとで、県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援の実施につなげていけるよう、災害時における支援主体との連携・調整等を想定した防災訓練や研修会を通じたM V S C と各支援主体との連携・つながりの強化、各支援主体が交流したり活動状況を共有できる機会の構築などM V S C のコーディネート機能の強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4－4－1 みえ災害ボランティア支援センター（M V S C）のコーディネート機能の強化	M V S C と支援主体が連携した防災訓練の実施（2団体と連携）	M V S C と支援主体が連携した防災訓練の実施（4団体（累計）と連携）	M V S C と支援主体が連携した防災訓練の実施（6団体（累計）と連携）	M V S C と支援主体が連携した防災訓練の実施（8団体（累計）と連携）

取組方向 5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

施策 5－1 命を守るための意識の醸成

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

県民の防災意識が向上し、県民一人ひとりが大規模災害等から命を守るために必要な取組を実践しています。

【現状と課題】

- 県では、平成26年度に県と三重大学が共同で設置した「三重県・三重大学みえ防災・減災センター」と連携して、毎年度、風水害対策や地震・津波対策に関するシンポジウムの開催により、県民の防災意識の向上を図っており、地震体験車の派遣や防災技術指導員による防災講話、「防災みえ.jp」ホームページ等を活用して防災啓発を行っています。
- さらに、国民保護事案に関する啓発として、弾道ミサイル落下時に取るべき行動や避難施設の情報の県ホームページへの掲載等、県民の理解促進に取り組んでいます。
- しかしながら、令和4年度の「防災に関する県民意識調査」によると、平成23年の東日本大震災や、同年の紀伊半島大水害で抱いた危機意識が薄れつつあると答えた人の割合が、大震災では約5割、大水害では約3割を占めているほか、令和元年5月から運用が始まった南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という）の発表時における事前避難に関する認知度も、約5割という低い状況にあるなど、県民の間で自らの命を守るために防災意識の低下傾向が見られることから、今後はより一層、さまざまな手法により啓発活動に取り組み、災害から県民の命を守るために必要な防災意識の向上を図っていく必要があります。
- また、県内では耐震基準を満たさない住宅は徐々に減少していますが、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、命を守るために住宅の耐震化は非常に重要であることから、耐震化の必要性等の普及啓発について、今後も継続的に取り組むことが必要です。

【特に注力する取組】

○ 防災意識の向上

- ・ 国や市町、防災関係団体、企業等と連携しながら、大規模イベントやショッピングモール等の集客施設等で地震体験車などを活用した防災啓発イベントを実施し、住宅の耐震化や臨時情報発表時の事前避難など、個別に行っていた啓発を総合的に実施することで啓発効果の増大を図るとともに、これまでの取組では啓発の機会がなかった方々など、より多くの県民に災害に備

えることの大切さを認識していただく機会を創出します。

- ・ 従来の防災啓発を継続・強化するとともに、過去に県内で大きな被害をもたらした災害について、発生から数十年等の節目にあたる年に集中してシンポジウムやメディアを活用した情報発信を行うことで、多くの県民の防災への関心を高めます。
- ・ 国民保護に関する情報の発信や、各種媒体を活用した広報に加え、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（避難行動訓練）等を通じて、子どもたちを含め、広く県民の国民保護に関する理解促進に取り組みます。

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

臨時情報が発表された際に適切な行動をとっていただけよう、県が実施する地震体験車などを活用した防災啓発イベントにおいて、臨時情報発表時の事前避難についても啓発を実施して啓発効果の増大を図るとともに、事前避難が必要な住民全員が避難する避難所が確保できていない市町について、広域避難等の対応策の検討を進めます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－1－1 防災意識の向上	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数300人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数600人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数900人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数1,200人(累計))
		昭和東南海地震80年啓発事業の実施		紀伊半島大水害15年啓発事業の実施
	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数50人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数100人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数150人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数200人(累計))
5－1－2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数300人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数600人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数900人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数1,200人(累計))

施策5－2 防災教育の推進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平常時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組んでいます。

【現状と課題】

- 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちの命を守るために、防災ノートを活用した防災学習、防災タウンウォッキング等の体験型学習や学校と家庭・地域が連携した避難訓練等の実施、教職員の防災教育の指導力向上などを通して、子どもたちが自分の命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力の育成に取り組んできました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、体験型学習が実施しにくい状況があったことから、1人1台学習端末を活用して被災状況を体験できるよう、これまでの取組に加え、デジタルコンテンツを活用した防災学習の充実を図りました。引き続き、防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習を推進するとともに、学校と家庭・地域が連携した防災学習や避難訓練等の実施を一層推進していく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進

子どもたちが災害発生時に適切な判断・行動ができる力を身につけ、学んだ内容を家庭でも共有できるよう、1人1台学習端末を活用した防災学習や、「教室」・「通学路」などで地震が発生した状況を体験できる動画を使ったモデル授業や指導方法の研修などを実施し、防災ノートとデジタルコンテンツを効果的に組み合わせた防災学習を推進します。

○ 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

- ・ 災害発生時、学校と家庭・地域が連携して、子どもたちの安全を確保することに加え、子どもたちが地域の支援者として行動できるよう、県が派遣する学校防災アドバイザーやみえ防災・減災センターの防災人材を活用し、学校と家庭・地域が連携した体験型学習や避難訓練等の防災教育を推進します。
- ・ 災害時学校支援チームの強化など、教職員の災害対応力を高めることで、災害時における、地域の避難所としての学校運営や、学校教育の早期復旧につなげます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－2－1 防災ノートや デジタルコン テンツを活用 した防災学習 の推進	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）
5－2－2 学校・家庭・地 域が連携した 防災教育の推 進	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）

施策 5－3 地域の防災人材の育成

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手が確保され、各主体が相互に補完することで地域の防災活動が活性化し、災害に強い地域づくりが進んでいます。

【現状と課題】

- 県では、「三重県・三重大学みえ防災・減災センター」において、地域で活躍する「みえ防災コーディネーター」や、若年層にアプローチし他の若者を巻き込んで地域の防災活動に参加する「みえ学生防災啓発サポートー」など、地域の防災人材の育成を進めています。また、自主防災組織の中核を担う人材の資質向上を図るための研修や、活発な活動を行っている自主防災組織等の先進事例を学ぶ交流会の開催等により、自主防災組織の活動の活性化を図っています。
- 全国的に減少が著しい消防団員の減少を食い止めるため、本県では令和2年度から3か年、「消防団充実強化促進事業」として、市町における機能別団員制度の導入や女性消防団員の確保を促進し、機能別団員制度を導入した市町や女性消防団員の増加等、一定の成果が上がっていますが、消防団員総数としては減少が続いている、「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、「消防団活動に参加していない」と回答した人の半数以上が、「消防団の存在や活動内容を知らない」と回答しています。
また、近年、消防団員の就業形態が大きく変化し、被用者率が7割を超えていることをふまえると、消防団の活性化のためには企業等の理解・協力も不可欠となっています。
- 地域住民の安心・安全を確保するため、引き続き、地域の防災活動をリードする防災人材の育成を進めるとともに、特に、地域防災力の中核を担う消防団の役割や、その活動に対する県民や企業等の理解をより一層促進し、自主防災組織や消防団等、地域防災の担い手の確保と活性化を通じて、災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

【特に注力する取組】

- 地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化
 - ・ 「みえ防災コーディネーター」や「みえ学生防災啓発サポートー」等の防災人材の育成や自主防災組織の中核を担う人材の資質向上を図ります。
 - ・ 地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会を創出し、連携を促進することにより、自主防災組織を中心とした地域の防災活動の活性化を図るとともに、地域防災の担い手の確保につなげます。

○ 消防団員の確保

- 新たに設置した全庁的な検討会を活用しながら、市町や三重県消防協会と連携し、例年2月に実施している「消防団入団促進キャンペーン」に加え、ショッピングモール等の集客施設などで、地域の安心・安全を守るために重要な役割を担っている消防団の役割を知ってもらう機会を創出します。
- 企業等の協力を促すための新たな施策にも取り組むことで、被用者が消防団活動に参加しやすい環境の整備に努めるなど、消防団活動に対する地域社会の理解の促進を図ります。
- 幅広い住民の消防団への入団を促進するため、引き続き、市町における女性・学生の入団や機能別団員制度の導入を促進するとともに、消防団員の定数充足率が市町によって偏りがあることから、市町や三重県消防協会から実情を丁寧に聴き取り、県施策に反映させていきます。

あわせて、国・その他関係機関の支援の活用促進に一層積極的に取り組むなど、市町が実施する消防団入団促進の取組を支援します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－3－1 地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (3回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (6回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (9回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (12回(累計))
5－3－2 消防団員の確保	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (2件)	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (4件(累計))	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (6件(累計))	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (8件(累計))
	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (1件)	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (2件(累計))	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (3件(累計))	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (4件(累計))

【巻末資料】令和5年度～令和8年度の防災・減災及び国民保護に関する取組一覧表

○ 網掛けの取組は、本アクションプランの「特に注力する取組」として位置付けています。

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
1	1-1 災害対応力の充実・強化	消防団員の確保	市町や三重県消防協会と連携し、「消防団入団促進キャンペーン」に加え、ショッピングモール等の集客施設などで、地域の安心・安全を守るために重要な役割を担っている消防団の役割を知つてもらう機会を創出する。また、企業等の協力を促すための新たな施策にも取り組むことで、被用者が消防団活動に参加しやすい環境の整備に努めるなど、消防団活動に対する地域社会の理解の促進を図る。 幅広い住民の消防団への入団を促進するため、市町における女性・学生の入団や機能別団員制度の導入を促進とともに、市町や三重県消防協会から実情を丁寧に聴き取り、県施策に反映させる。あわせて、国・その他関係機関の支援の活用促進に一層積極的に取り組むなど、市町が実施する消防団入団促進の取組を支援する。	防災対策部	消防・保安課	施策 5-3 地域の防災人材の育成
2	1-1 災害対応力の充実・強化	消防における広域応援体制の充実・強化	県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害又は特殊災害における消防本部間の連携および県外応援部隊の受け入れ体制の強化を図る。	防災対策部	消防・保安課	
3	1-1 災害対応力の充実・強化	消防職員にかかる教育訓練の充実	大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。	防災対策部	消防・保安課	
4	1-1 災害対応力の充実・強化	常備消防における消防力の充実強化	消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。	防災対策部	消防・保安課	
5	1-1 災害対応力の充実・強化	消防団員の教育訓練の充実	避難行動要支援者等への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。	防災対策部	消防・保安課	
6	1-1 災害対応力の充実・強化	高圧ガス製造施設・危険物施設等の保安確保の徹底	高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物等施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。	防災対策部	消防・保安課	
7	1-1 災害対応力の充実・強化	災害救助法への対応力向上	災害救助法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	防災対策部	地域防災推進課	
8	1-1 災害対応力の充実・強化	遺体安置所の設置・運営に係る訓練の実施	遺体の検視・検案、身元確認、引渡しが迅速で確実に実施できるよう、遺体の取扱いや遺体安置所の設置・運営について実践的な訓練を行う。	防災対策部 医療保健部 警察本部	地域防災推進課 医療保健総務課 警備第二課	
9	1-1 災害対応力の充実・強化	市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施	市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。	防災対策部	地域防災推進課	
10	1-1 災害対応力の充実・強化	応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)	災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、県・市町担当者会議等を通じて、市町における建設候補地の選定や台帳整備等準備作業を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
11	1-1 災害対応力の充実・強化	被災者生活再建支援法への対応力向上	被災者生活再建支援法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	防災対策部	地域防災推進課	
12	1-1 災害対応力の充実・強化	住家被害認定調査員の養成	県・市町職員を対象とした住家被害認定調査にかかる研修会を開催し、調査員の養成を行う。	防災対策部	地域防災推進課	
13	1-1 災害対応力の充実・強化	海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	協定内容や広域避難実施要領等の検証および充実を図るため、訓練を実施する。	防災対策部	地域防災推進課	
14	1-1 災害対応力の充実・強化	災害対策本部初動体制の強化	三重県災害対策本部(本府)及び地方災害対策部(地域庁舎)における災害対応業務について、特に初動に必要な組織体制の検証と見直しを行い、この体制見直しをふまえ、県組織の全ての所属において、災害時に優先的に実施する非常時優先業務と、それを実行するために必要な組織体制を整理し、大規模災害時において人的資源を確保する仕組みを構築する。	防災対策部	灾害対策推進課	施策 1-1 災害対策本部機能の強化
15	1-1 災害対応力の充実・強化	災害対策本部の中核となる職員の育成	令和5年度に実施する災害対応業務体制の見直しをふまえ、大規模災害発生時等に災害対策本部で中核となって活動する職員を対象として、人命救助に特化した部隊別の訓練等を通じて、迅速かつ的確に災害対応を実施できる人材の育成を進める。	防災対策部	灾害対策推進課	施策 1-2 職員の災害対応能力の向上
16	1-1 災害対応力の充実・強化	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	臨時情報が発表された際に適切な行動をとることができるよう、県が実施する地震体験車などを活用した防災啓発イベントにおいて、臨時情報発表時の事前避難についても啓発を実施して啓発効果の増大を図るとともに、事前避難が必要な住民全員が避難する避難所が確保できていない市町について、広域避難等の対応策の検討を進めること。	防災対策部	灾害対策推進課	施策 5-1 命を守るために意識の醸成
17	1-1 災害対応力の充実・強化	「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の活用促進	「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を図上訓練等で運用し、災害対応において効果的な活用を図る。	防災対策部	灾害対策推進課	
18	1-1 災害対応力の充実・強化	大規模地震対策特別措置法の見直しにともなう地震灾害警戒本部の検討	国の大規模地震対策特別措置法等の見直しに合わせ、県における南海トラフ地震の活動計画を整備する。	防災対策部	灾害対策推進課	
19	1-1 災害対応力の充実・強化	三重県BCPに基づく「非常時優先業務」の検証	三重県BCPに基づき、県各所属における「非常時優先業務」の検証を継続的に実施し、大規模災害時等の業務体制の強化を図る。	防災対策部	灾害対策推進課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
20	1-1 災害対応力の充実・強化	全ての県職員に対する防災研修の実施	「三重県職員防災人材育成指針」に基づき、県職員に求められる能力と行動原則を身につけることを目的とし、体系化された研修を実施するとともに、災害発生時に県民の生命・財産を守る活動を行うため、職員本人やその家族が被災し、災害対応業務に従事できない事態とならないよう、自宅の耐震化や家具固定等、職員自身の基本的な防災対策の推進を図る。	防災対策部	災害対策推進課	
21	1-1 災害対応力の充実・強化	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練	住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実動訓練を実施する。 市町・防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部および全ての部隊、地方部で図上訓練を企画・実施する。	防災対策部	災害対策推進課 災害即応・連携課	
22	1-1 災害対応力の充実・強化	職員の情報伝達訓練の実施	県職員の防災・危機管理意識の向上および災害時等に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。	防災対策部	災害対策推進課	
23	1-1 災害対応力の充実・強化	災害発生時における非常通信の確保	大規模災害発生時の通常ルートによる通信途絶に備え、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について点検を行い、利用可能なルートを把握する。 また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。	防災対策部	災害対策推進課	
24	1-1 災害対応力の充実・強化	防災行政無線設備を操作する無線従事者の養成	防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。	防災対策部	災害対策推進課	
25	1-1 災害対応力の充実・強化	市町支援体制の整備促進	各市町に対し、支援物資の受入・供給体制や自治体応援職員及びボランティアの受入体制の整備を働きかけ、全市町での整備完了をめざす。	防災対策部 環境生活部	災害対策推進課 ダイバーシティ社会推進課	
26	1-1 災害対応力の充実・強化	市町災害対策本部機能強化の支援	災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町による図上訓練の実施について、各市町のニーズや状況に合わせた支援を実施する。	防災対策部	災害即応・連携課	施策 1-1 災害対策本部機能の強化
27	1-1 災害対応力の充実・強化	役割に応じた対応能力の強化	災害発生時等において、市町から被害状況や支援要請などの情報収集を主な役割とする緊急派遣チームの要員を事前に指定し、指定された職員を実際に市町に派遣する訓練を実施することで、市町支援の専門性向上を図る。 武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に的確な対応が行えるよう、有事において想定される重要な場面に焦点を当てて、対処すべき事項等を中心に検討する訓練(討議型図上訓練)と、発災からの一連の状況を県と市町等が演練する訓練(ロールプレイング方式の図上訓練)を実施し、県及び市町対策本部の対応能力の向上や関係機関との連携強化を取り組む。	防災対策部	災害即応・連携課 危機管理課	施策 1-2 職員の災害対応能力の向上
28	1-1 災害対応力の充実・強化	備蓄物資の確保	発災時に必要となる物資を確保できるよう、民間事業者との協定締結や計画的な現物での備蓄を進め、目標に達していない食料、携帯・簡易トイレ、哺乳瓶の確保に取り組む。	防災対策部	災害即応・連携課	施策 4-3 物資の受入・供給体制の整備
29	1-1 災害対応力の充実・強化	必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	発災時において被災者に物資を円滑に供給することができるよう、県物資拠点において物資の受入・供給に関する訓練を実施し、受援計画の実効性向上を図る。また、県及び市町職員を対象に民間の物流専門家を招いた研修会を開催し、拠点運営に関する基本的な知識やノウハウの習得を図る。	防災対策部	災害即応・連携課	施策 4-3 物資の受入・供給体制の整備
30	1-1 災害対応力の充実・強化	災害時の支援等に関する協定の充実および連携強化	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の充実や連携強化を進める。	防災対策部	災害即応・連携課	
31	1-1 災害対応力の充実・強化	近隣府県との連携訓練の実施	近隣府県からの応援・支援など連携の強化を図るため、広域で実施する訓練に参加する。	防災対策部	災害即応・連携課	
32	1-1 災害対応力の充実・強化	避難施設(国民保護)の指定の推進	武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に県民の命を守るために、市町と連携して、県や市町が保有する公共施設を中心に調査を行い、緊急一時避難施設の指定を進める。	防災対策部	危機管理課	施策 3-1 避難施設の整備促進
33	1-1 災害対応力の充実・強化	庁内復興体制の整備	「三重県復興指針」において整理した復興手順等について、大規模災害発生後に速やかに実施できる体制を整える。	防災対策部	防災対策総務課	
34	1-1 災害対応力の充実・強化	県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施	県の各職場において、職場巡回を活用し、書庫や事務機器等の固定等ができていない未改善箇所について対策を進める。	総務部	福利厚生課	
35	1-1 災害対応力の充実・強化	県内DMATチームの養成	国が実施するDMAT、DPAT、DHEAT、災害時小児周産期リエゾンの養成研修等を活用した人材育成に加えて、急性期の災害医療体制を強化するため、新たに本県独自で県内での災害医療活動に特化した「三重ローカルDMAT」の養成に取り組む。 災害医療コーディネーターや災害看護研修等の実施、国や県が主催する訓練への参加を通じて災害拠点病院はじめとする医療機関等とのネットワーク構築等、災害時の保健医療活動を支える人材の育成・スキルアップに取り組む。	医療保健部	医療政策課	施策 2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進
36	1-1 災害対応力の充実・強化	病院BCPの整備支援	全ての病院で病院BCPの整備ができるよう、研修会を通して病院BCP整備の働きかけを行う。さらに、未整備の病院に対して支援策等を整理するとともに、取組内容の検討を行う。 災害発生時に実効性のあるマニュアルとして活用できるよう、BCP整備済み病院へのフォローアップを実施する。	医療保健部	医療政策課	施策 2-2 医療体制の継続性の確保

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
37	1-1 災害対応力の充実・強化	地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	発災時に災害拠点病院等が災害医療に対応できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に發揮できるよう、各地域で年1回以上の災害医療コーディネーター研修を開催する。	医療保健部	医療政策課	
38	1-1 災害対応力の充実・強化	地域における災害医療ネットワークの構築	地域における訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	医療保健部	医療政策課	
39	1-1 災害対応力の充実・強化	SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の機能の確保	広域搬送や地域医療搬送を行うため、必要となるSCUの展開訓練を継続して実施し、職員の技能維持を図る。	医療保健部	医療政策課	
40	1-1 災害対応力の充実・強化	病院の耐震化の推進	国の補助金を活用し、病院の耐震化を促進する。	医療保健部	医療政策課	
41	1-1 災害対応力の充実・強化	有床医療機関のEMISの参加促進	参加機関を対象にE-MIS訓練を実施し、技能維持を図るため、EMIS未加入の有床医療機間に参加を働きかける。	医療保健部	医療政策課	
42	1-1 災害対応力の充実・強化	DPAT隊の新規養成、技能維持	国のDPAT先遣隊研修、技能維持研修、統括者研修等に参加するとともに、DPAT隊の新規養成、技能維持及び災害時の精神医療体制の強化を目的に、年1回三重DPAT研修を実施する。	医療保健部	健康推進課	
43	1-1 災害対応力の充実・強化	災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要となることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」を活用した研修会または演習・訓練を実施する。	医療保健部	健康推進課	
44	1-1 災害対応力の充実・強化	三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進	災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修会または演習・訓練を実施する。	医療保健部	健康推進課	
45	1-1 災害対応力の充実・強化	広域火葬の円滑な実施に向けた、情報伝達にかかる体制整備	災害等発生時の火葬体制について、平時に想定される被害に応じた広域火葬訓練を実施し、有事における市町との円滑な情報伝達や情報管理に備える。	医療保健部	食品安全課	
46	1-1 災害対応力の充実・強化	市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町水道事業者と情報伝達訓練を行い、連絡体制の強化を図る。	環境生活部 環境共生局	大気・水環境課	
47	1-1 災害対応力の充実・強化	災害廃棄物対策の強化	災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理に係るセミナーやグループワーク、図上演習、実地訓練を実施し、災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材の育成、市町・協定結民間事業者団体等との連携を強化する。	環境生活部 環境共生局	資源循環推進課	
48	1-1 災害対応力の充実・強化	航路等啓開および港湾施設の応急復旧体制の強化	被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画に基づき、緊急輸送を確保するための航路啓開および港湾施設の迅速な応急復旧体制の強化を進める。	県土整備部	港湾・海岸課	
49	1-1 災害対応力の充実・強化	水防体制の充実・強化および水防資材の補給	水防法に基づき「三重県水防計画」を定め、水防情報伝達が適切に行えるよう水防体制の充実・強化を図るとともに災害時に水防活動が十分に行えるよう水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行つ。	県土整備部	施設灾害対策課	
50	1-1 災害対応力の充実・強化	被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、公共土木施設の被災状況の把握および迅速な応急復旧を図るために、体制の強化を進める。	県土整備部	施設灾害対策課	
51	1-1 災害対応力の充実・強化 1-3 災害に強い県土づくり	洪水時等における対応能力の向上	洪水時において防災関係機関が適切な対応ができるよう、水防情報伝達を目的とした洪水対応演習を実施する。また、異常気象時等に防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、災害対策用車両等操作訓練に参加し、災害対策用機械の操作技術を習得する。	県土整備部	施設灾害対策課	
52	1-1 災害対応力の充実・強化	下水道地震・津波BCPの定着化	発災後における対応手順の習得と、下水道・津波BCPの定着を図るため、浄化センター等の関係機関を交えた訓練を実施する。	県土整備部	下水道事業課	
53	1-1 災害対応力の充実・強化	災害時の出納業務の対応能力の向上	出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。	出納局	出納総務課	
54	1-1 災害対応力の充実・強化	水道における危機管理体制の強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援体制の充実を図るために、市町と連携した訓練等を実施する。	企業庁	水道事業課	
55	1-1 災害対応力の充実・強化	初動警察体制の強化	避難誘導、救出救助、捜索、交通対策、検視・身元確認等の警察活動を迅速的確に実施するため、その体制および装備資機材の整備を行い、初動警察体制の強化を図る。	警察本部	警備第二課	
56	1-1 災害対応力の充実・強化	県警察と防災関係機関の相互連携	防災関係機関との連携強化を図るため、防災関係機関との協議、合同訓練等への積極的な参画や訓練を通じた災害情報の共有等を行う。	警察本部	警備第二課	
57	1-1 災害対応力の充実・強化	警察災害派遣隊の運用	被災地へ派遣される警察災害派遣隊の体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。	警察本部	警備第二課	
58	1-1 災害対応力の充実・強化	画像情報の収集・伝達	迅速かつ的確な災害対策を実施するため、ヘリコプター・テレビシステム等を活用した画像情報の収集・伝達訓練を行う。	警察本部	警備第二課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
59	1-1 災害対応力の充実・強化	災害警備訓練の実施	避難誘導、救出救助等の警察活動を迅速的確に実施できるよう、各種災害警備訓練を通じて練度の向上を図る。	警察本部	警備第二課	
60	1-2 地域防災力の向上	避難施設や避難路等の整備の促進	地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域が存在する11市町における津波避難タワー等の津波避難施設や避難路、避難誘導サイン等の整備を早期に進めるため、県による財政支援を実施する。	防災対策部	地域防災推進課	施策 3-1 避難施設の整備促進
61	1-2 地域防災力の向上	津波避難の実効性の検証と対策の推進	市町が取り組んでいる個別避難計画や地区防災計画の作成支援に加え、地域の特性に応じた最適な避難場所や避難が困難な状況における避難の方法、津波避難タワーへの避難後に周囲が浸水して取り残された場合等への対策など、津波避難の検証を行い、課題解決に向けた取組を支援する。	防災対策部	地域防災推進課	施策 3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築
62	1-2 地域防災力の向上	避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	各市町で実施した「避難所アセスメント」で得られた知見を「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に盛り込み、住民主体による避難所運営体制の構築に向けた支援を行う。また、停電対策や断水対策など、避難所の環境改善として市町が実施する資機材等の整備に対し、地域減災力強化推進補助金を活用して支援を行う。	防災対策部	地域防災推進課	施策 4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援
63	1-2 地域防災力の向上 12-3 多文化共生の推進 13-1 地域福祉の推進	避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	市町や地域が実施する避難所運営訓練等に県防災技術指導員を派遣し、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用した環境整備の取組への支援を行うとともに、地域減災力強化推進補助金を活用して、避難者の多様性に配慮した避難所運営に必要となる資機材等の整備を支援する。 災害発生時に「みえ災害時多言語支援センター」が効果的に機能し、多言語による情報伝達や外国人避難者への対応を的確に行えるよう、各市町と連携した避難所における外国人避難者の円滑な受け入れに向けた訓練や、センターの立ち上げ時を想定した関係機関相互の多言語情報提供に関する巡回訓練を実施する。 三重県DWATが効果的に活動できるよう、三重県社会福祉協議会と協力し、チーム員に対してDWAT活動に係る実践的な研修を実施する。また、福祉避難所を運営する施設職員や市町職員に対して、円滑な運営体制を確保するために必要な能力向上を図るために研修を実施する。	防災対策部 環境生活部 子ども・福祉部	地域防災推進課 ダイバーシティ社会推進課 子ども・福祉総務課	施策 4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援
64	1-2 地域防災力の向上	防災意識の向上	市町が開催する大規模イベントやショッピングモール等の集客施設などで防災啓発イベントを実施し、住宅の耐震化や臨時情報発表時の事前避難など、個別に実施していた啓発を総合的に実施することで啓発効果の増大を図るとともに、より多くの県民に災害に備えることの大切さを認識してもらう機会を創出する。 従来の防災啓発を継続・強化するとともに、過去に県内で大きな被害をもたらした災害について、発生から数十年等の節目にあたる年に集中してシンポジウム等を実施し、県民の防災への関心を高める。 国民保護に関する情報の発信や、各種媒体を活用した広報に加え、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練(避難行動訓練)等を通じて、子どもたちを含め、広く県民の国民保護に関する理解促進に取り組む。	防災対策部	地域防災推進課 危機管理課	施策 5-1 命を守るための意識の醸成
65	1-2 地域防災力の向上	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	「みえ防災コーディネーター」や「みえ学生防災啓発サポートー」等の防災人材の育成や自主防災組織の中核を担う人材の資質向上を図る。 地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会を創出し、連携を促進することにより、自主防災組織を中心とした地域の防災活動の活性化を図るとともに、地域防災の扱い手の確保につなげる。	防災対策部	地域防災推進課	施策 5-3 地域の防災人材の育成
66	1-2 地域防災力の向上	地区防災計画作成の促進	「地域減災力強化推進補助金」や「Myまっぷる+(プラス)」、「防災技術指導員の派遣」等を活用して、地区防災計画の作成を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
67	1-2 地域防災力の向上	避難行動要支援者の個別避難計画作成促進	「地域減災力強化推進補助金」や「Myまっぷる+(プラス)」、「防災技術指導員の派遣」等を活用して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
68	1-2 地域防災力の向上	要配慮者利用施設利用者の避難対策の推進	津波浸水の可能性がある要配慮者利用施設において、利用者が円滑かつ迅速に避難するために必要な対策を検討する。	防災対策部	地域防災推進課	
69	1-2 地域防災力の向上	避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進	「避難所アセスメント」の結果等を反映して「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の見直しを図り、避難所における感染症対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所ごとの運営マニュアル策定を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
70	1-2 地域防災力の向上	発災時における集落の孤立可能性の把握	災害時における集落の孤立可能性や非常用通信手段、非常用電源の確保状況等について調査を行う。	防災対策部	地域防災推進課	
71	1-2 地域防災力の向上	「みえ防災・減災アーカイブ」の活用促進	県民の防災意識の向上に資するため、被災者による災害経験の証言集や、みえの防災大賞等地域防災活動の優良事例集、みえ防災・減災センターが実施した調査・研究結果等の防災啓発コンテンツを収集してアーカイブ化し、ホームページ上で公開する。 アーカイブの活用促進を図るため、防災イベントや児童館等において、アーカイブの展示を行う。	防災対策部	地域防災推進課	
72	1-2 地域防災力の向上	みえの防災大賞の実施	自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
73	1-2 地域防災力の向上	「Myまっぷる」の取組の促進	デジタル地図上で避難計画が作成できる「Myまっぷる+(プラス)」等を活用し、地域や住民一人ひとりの避難計画づくりの取組を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
74	1-2 地域防災力の向上	自主防災組織に対する活動支援の推進	「自主防災組織リーダー研修」の開催や「自主防災組織リーダーハンドブック」の活用等により、自主防災組織の活動支援を行う。	防災対策部	地域防災推進課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
75	1-2 地域防災力の向上	実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり	自主防災組織から推薦のあった「みえ防災コーディネーター」等の防災人材を「地域自主防災士」として認定し、地域での訓練の企画・運営など、より実践的な活動ができるリーダーとして養成する。	防災対策部	地域防災推進課	
76	1-2 地域防災力の向上	企業の防災ネットワーク構築支援	企業及び地域の防災力向上を目的として設立した「みえ企業等防災ネットワーク」に参画する企業に対し、防災に関する知識の習得やネットワークの構築を支援する。	防災対策部	地域防災推進課	
77	1-2 地域防災力の向上	防災情報プラットフォームの強化	情報発信ツールや提供する防災情報の内容についてあらゆる観点から検証を行い、「防災みえ.jp」ホームページやSNSを活用した情報発信等の改善を図るとともに、線状降水帯情報などの新たな防災情報や制度改正に適切に対応するなど、防災情報プラットフォームの強化に取り組む。	防災対策部	災害対策推進課	施策 3-3 避難に必要な防災情報の提供
78	1-2 地域防災力の向上	要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成及び訓練実施の促進	要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成及び訓練の実施を促進するため、市町を対象とした説明会を開催するなど、支援を行う。	医療保健部 子ども・福祉部 国土整備部	医療保健総務課 子ども・福祉総務課 施設灾害対策課	
79	1-2 地域防災力の向上	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	子どもたちが災害発生時に適切な判断・行動ができる力を身につけ、学んだ内容を家庭でも共有できるよう、1人1台学習端末を活用した防災学習や、「教室」「通学路」などで地震が発生した状況を体験できる動画を使ったモデル授業や指導方法の研修などを実施し、防災ノートとデジタルコンテンツを効果的に組み合わせた防災学習を推進する。	環境生活部 教育委員会	私学課 教育総務課	施策 5-2 防災教育の推進
80	1-2 地域防災力の向上	みえ災害ボランティアセンター(MVSC)のコーディネート機能の強化	災害時における支援主体との連携・調整等を想定した防災訓練や研修会を通じ、MVSCと各支援主体との連携・つながりの強化、各支援主体が交流したり活動状況を共有できる機会の構築などMVSCのコーディネート機能の強化に取り組む。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課	施策 4-4 多様な主体を受け入れる体制整備
81	1-2 地域防災力の向上	災害時支援活動団体への支援	被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課	
82	1-2 地域防災力の向上	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	災害発生時、学校と家庭・地域が連携して、子どもたちの安全を確保することに加え、子どもたちが地域の支援者として行動できるよう、県が派遣する学校防災アドバイザーやみえ防災・減災センターの防災人材を活用し、学校と家庭・地域が連携した体験型学習や避難訓練等の防災教育を推進する。 災害時学校支援チームの強化など、教職員の災害対応力を高めることで、災害時における、地域の避難所としての学校運営や、学校教育の早期復旧につなげる。	教育委員会	教育総務課	施策 5-2 防災教育の推進
83	1-2 地域防災力の向上	防災の専門的な知識を持つ教職員の養成	公立小・中・義務教育学校および県立学校に、防災に関する知識、能力を持つ学校防災リーダーを各校1名以上配置し、スキルアップのための研修を実施する。 初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修に防災教育の内容を盛り込む。	教育委員会	教育総務課	
84	1-3 災害に強い県土づくり	海岸保全対策の推進(海岸堤防等の整備)	津波・高潮による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、耐震化や嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。 老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。	農林水産部	農業基盤整備課 水産基盤整備課	
85	1-3 災害に強い県土づくり	治山対策の推進	県が選定する山地災害危険地区において、台風や豪雨等の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。	農林水産部	治山林道課	
86	1-3 災害に強い県土づくり	緊急輸送道路等の機能確保	災害発時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を拡幅する対策に取り組む。	国土整備部	道路建設課 道路管理課	
87	1-3 災害に強い県土づくり	道路防災対策の推進	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所(ランク1)」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	国土整備部	道路管理課	
88	1-3 災害に強い県土づくり	道路冠水対策の推進	アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する。	国土整備部	道路管理課	
89	1-3 災害に強い県土づくり	風水害の発生に備えた迅速な避難に資する情報提供の推進	水防活動上特に重要な箇所において、水位計と簡易型河川監視カメラを設置し、河川の水位と画像をリアルタイムで収集・提供し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。 熊野灘沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めること。	国土整備部	河川課 港湾・海岸課	
90	1-3 災害に強い県土づくり	洪水防止対策の推進	洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るために、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。 河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長する恐れがあることから、早期に河川の流水下能力を向上させ、洪水発生における災害の未然防止を図るため、河川堆積土砂の撤去を進めること。 河川・ダム施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	国土整備部	河川課	
91	1-3 災害に強い県土づくり	河川管理施設の正常な機能確保	県が管理する水門等の河川管理施設のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための耐震対策を行う。	国土整備部	河川課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
92	1-3 災害に強い県土づくり	土砂災害対策の推進	市町等が住民的確な避難行動を誘導できるよう、土砂災害警戒避難体制づくりを支援する。 土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、迅速な避難につながるよう、2巡目の基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定を行う。 豪雨等によるけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るために土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、砂防施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	国土整備部	防災砂防課	
93	1-3 災害に強い県土づくり	港湾施設の防災・減災対策の推進	東日本大震災や熊本地震において被災しても倒壊にまで至らなかつた施設は、応急復旧ののち早い段階で緊急支援物資や通常貨物輸送に資することができたことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。	国土整備部	港湾・海岸課	
94	1-3 災害に強い県土づくり	防潮扉等の常時閉鎖の促進	津波による被害を軽減するため、常時閉鎖した防潮扉等を適切に管理し、引き続き完全閉鎖、施錠閉鎖を進めていく。	国土整備部	港湾・海岸課	
95	1-3 災害に強い県土づくり	高潮浸水防止対策の推進(海岸・港湾施設の点検)	海岸・港湾施設を常時良好な状態に保つために、施設の状況を把握することで、施設の異常に対して対策措置を講じる。	国土整備部	港湾・海岸課	
96	1-3 災害に強い県土づくり	道路啓開対策の推進	災害発生時に被災者救助や物資輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路等の確保を目的に国、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施する。	国土整備部	施設災害対策課	
97	1-3 災害に強い県土づくり	市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水および避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の向上を図るために、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	国土整備部	下水道事業課	
98	1-3 災害に強い県土づくり	下水道施設の耐震化	ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	国土整備部	下水道事業課	
99	1-3 災害に強い県土づくり	宅地灾害予防対策の促進	梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発工事箇所のパトロールを実施し、けが崩れや土砂の流出等宅地灾害の発生を未然に防止する。 地震時に宅地被害が大きいとされる大規模盛土造成地の存在把握を進め安全確保を啓発する。	国土整備部	建築開発課	
100	2-4 健康づくりの推進	避難所等における保健・衛生活動体制の整備	被災者のニーズ等に的確に対応した保健活動が行えるよう、「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修や訓練を実施するとともに、保健所とその管内市町において保健活動に係る会議等を開催し、組織体制や活動体制についての確認や検討を進め、災害時の保健活動の体制強化に取り組む。	医療保健部	健康推進課	施策 4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援
101	2-4 健康づくりの推進	三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。	医療保健部	健康推進課	
102	2-4 健康づくりの推進	給食施設災害時体制づくりの推進	給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況等の把握および災害時の適切な食事提供体制強化に向けての指導・助言を行う。	医療保健部	健康推進課	
103	2-4 健康づくりの推進	避難所での衛生管理体制の確保	避難所における歯科医療救護等に対応するため、都市歯科医師会と市町との協定締結を促進する。	医療保健部	健康推進課	
104	3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	災害時におけるペット対策の推進	大規模災害発生時に、人と動物が安全に避難し、避難所におけるトラブルの発生を防止するため、飼い主や避難所運営の主体となる自治会関係者等に対して啓発を行い、同行避難を含めたペットの防災対策の普及を図る。	医療保健部	食品安全課	
105	4-4 生活環境の保全	農業集落排水施設の耐震検討および耐震化	県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路および緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討および耐震化を行いう。	農林水産部	農山漁村づくり課	
106	5-1 持続可能な観光地づくり	観光防災の推進	県内の観光事業者や観光関係団体が、津波発生時に起こりうる事を具体的に想定しながら、観光旅行者の安全を確保できるよう、従来から実施している研修会に加え、新たに先進的な取組事例を調査し、得られた見知をふまえ、観光関係者向けの観光防災マニュアルを作成する。	観光部	観光総務課	施策 3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築
107	6-1 農業の振興	被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知	被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。	農林水産部	農産物安全・流通課 森林・林業経営課 水産振興	
108	6-2 林業の振興と森林づくり	災害に強い森林づくりの推進	「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂と流木の発生・流出に対して緩衝効果を發揮する森林の整備を行うとともに、渓流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。 倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。	農林水産部	治山林道課 みどり共生推進課	
109	6-3 水産業の振興	漁船の減災対策の促進	津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。	農林水産部	水産資源管理課	
110	6-3 水産業の振興	漁港施設の防災・減災対策の推進	流通・生産拠点漁港において、地震・津波等による被害を最小限に抑え漁業活動の早期再開を図るため、岸壁の耐震化整備および防波堤の改修等を行うなど、漁港施設の機能を強化する。	農林水産部	水産基盤整備課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
111	6-3 水産業の振興	漁港施設の風水害対策の推進	発達した低気圧や大型台風等の高潮や高波等による被害の軽減を図るため、漁港施設について、防護機能の保全対策を推進する。	農林水産部	水産基盤整備課	
112	6-3 水産業の振興	養殖施設の減災対策の促進	養殖施設の改良の取組を啓発する。	農林水産部	水産振興課 水産基盤整備課	
113	6-4 農山漁村の振興	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	下流に人家等があり、地震や集中豪雨により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策および老朽化対策に取り組む。	農林水産部	農業基盤整備課	
114	6-4 農山漁村の振興	基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化	老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組む。	農林水産部	農業基盤整備課	
115	7-1 中小企業・小規模企業の振興	事業所等における事業継続計画(BCP)策定の推進	今後も起こり得る災害に備え、県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)の策定を推進する。	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	
116	7-1 中小企業・小規模企業の振興	企業向け防災対策融資制度の周知	企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	
117	11-1 道路・港湾整備の推進	高規格幹線道路の整備促進	ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路について、関係機関等と早期整備に向けて協力して取り組む。	国土整備部	道路企画課	
118	11-2 公共交通の確保・充実	鉄道施設の耐震対策の促進	発災時において緊急応急活動機能確保やより多くの鉄道利用者の安全確保の観点から、緊急輸送道や河川に架かる鉄橋の落下防止対策を促進する。	地域連携・交通部	交通政策課	
119	11-3 安全で快適な住まいづくり	防災面で悪影響を及ぼす空き家対策の推進	周辺に悪影響を及ぼす空き家(特定空家等)の略式代執行による除却及び除却に対する補助を行う市町に対して支援を行う。	国土整備部	住宅政策課	
120	11-3 安全で快適な住まいづくり	家具固定、転倒防止対策の促進	家具の転倒や散乱防止のための啓発を、地震体験車による啓発等と連携して実施することにより、県民の総合的な耐震対策の取組を促進する。	防災対策部	地域防災推進課	
121	11-3 安全で快適な住まいづくり	緊急輸送道路となっている街路における無電柱化の推進	大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や復旧活動に障害が及ぶことが想定される。このため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。	国土整備部	都市政策課	
122	11-3 安全で快適な住まいづくり	多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化の促進	多数の者が利用する建築物のうち、防災上重要な救助活動の拠点や避難所等として使用される民間建築物の耐震化を促進する。	国土整備部	建築開発課	
123	11-3 安全で快適な住まいづくり	建築物の非構造部材等の安全対策の促進	地震時に脱落のおそれがある民間建築物の非構造部材(屋外広告板、大規模空間の天井等)の安全対策や地震時のエレベーター乗者の安全確保(地震時管制運転装置の設置)を促進する。	国土整備部	建築開発課	
124	11-3 安全で快適な住まいづくり	緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進	県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。	国土整備部	建築開発課	
125	11-3 安全で快適な住まいづくり	被災建築物応急危険度判定士の養成	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。	国土整備部	建築開発課	
126	11-3 安全で快適な住まいづくり	被災宅地危険度判定士の養成	宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。	国土整備部	建築開発課	
127	11-3 安全で快適な住まいづくり	住宅の耐震化の促進	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進する。 耐震性のない木造住宅の除却や耐震改修を行うための設計・工事への支援を行う。	国土整備部	住宅政策課	
128	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	基幹管路の耐震化推進	被災した場合に影響の大きい基幹管路について、生活基盤施設耐震化等交付金事業を通じて、市町水道の耐震適合率の向上を図る。	環境生活部 環境共生局	大気・水環境課	
129	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	地籍調査の推進	大規模災害時の迅速な復旧・復興対策の推進など、優先度が高いと考えられる地域に重点を置き、市町と連携して効率的・効果的に地籍調査を推進する。	地域連携・交通部	水資源・地域プロジェクト課	
130	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	水道管路の耐震化推進	水道用水供給事業の管路は、水運用上重要度が高く代替機能のない基幹管路であることから、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して耐震化を進める。	企業庁	水道事業課	
131	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	浄水場の耐震化推進	水道用水供給事業の浄水場は、大規模地震により損傷した場合、復旧に時間を使い、社会的に重大な影響を及ぼすことが想定されることから、浄水場浄水処理施設の耐震化を進める。	企業庁	水道事業課	
132	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	工業用水道管路の耐震化推進	工業用水道事業の管路は、被災した場合、ライフライン関連ユーザーへの影響が大きいことから、法定耐用年数を経過した管路の老朽化対策にあわせ耐震化を進める。	企業庁	工業用水道事業課	

番号	みえ元気プランの施策	取組項目	取組内容	主担当部	担当課	アクションプランの施策
133	13-1 地域福祉の推進	社会福祉施設等の災害時における事業継続計画の策定支援	災害時にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持するため、事業継続計画(BCP)の策定を支援する。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	
134	14-6 学びを支える教育環境の整備	県立学校の非構造部材の耐震対策の推進	県立学校の非構造部材の耐震対策について、平成26年度に実施した専門家による点検結果をふまえ、耐震対策に取り組む。	教育委員会	学校経理・施設課	
135	14-6 学びを支える教育環境の整備	公立小中学校等の非構造部材の耐震対策の促進	市町に対して、非構造部材の耐震点検、耐震対策の早期の実施を働きかける。	教育委員会	学校経理・施設課	
136	15-2 幼児教育・保育の充実	放課後児童クラブにおける耐震対策の促進	放課後児童クラブ内の本棚やロッカー等の固定など、耐震化対策を働きかける。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課	
137	15-2 幼児教育・保育の充実	児童福祉施設の耐震化の促進	地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課	
138	16-1 文化と生涯学習の振興	「災害碑」を活用した防災意識啓発	県内にある津波供養碑・地震供養碑を紹介したパンフレットを作成し、学校や社会教育施設で活用することにより、児童・生徒や県民の防災意識向上を図る。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	

「三重県防災・減災アクションプラン」策定経過

1. 有識者との意見交換

アクションプランの策定にあたり、意見交換を2段階に分けて実施しました。

令和4年11月から12月にかけて アクションプランの基本的な考え方や、特に注力することが必要な取組など、アクションプランを策定する上で重要となる視点について、有識者と個別に意見交換を実施し、アクションプラン案を作成しました。

令和5年1月から2月にかけて、作成したアクションプラン案をふまえ、さらに盛り込むことが必要な取組等について、改めて有識者と個別に意見交換を実施しました。

また、各有識者からの意見を改めて振り返りながら、有識者が相互に議論する場として、三重県防災会議の専門部会である「防災・減災対策検討会議」において審議していただきました。

○ 防災・減災対策検討会議

令和5年2月27日 15:00～17:00

<防災・減災対策検討会議委員>

名前	所属等
河田 恵昭(委員長)	関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長 特別任命教授
川口 淳	三重大学大学院工学研究科 准教授
葛葉 泰久	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
越野 修三	岩手大学地域防災研究センター 客員教授
齋藤 富雄	関西国際大学 特命教授
新谷 琴江	みえ防災コーディネーター、三重のさきもり
新保 秀人	地方独立行政法人三重県立総合医療センター 理事長・院長
杉田 宏	特定非営利活動法人ピアサポートみえ 理事長
長井 裕悟	紀北町危機管理課長（町代表）
中林 啓修	国士館大学防災・救急救助総合研究所 准教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
船入 公孝	鈴鹿市防災危機管理課長（市代表）
本松 雅彦	津地方気象台 台長
山岡 哲也	公益財団法人三重県国際交流財団 常務理事兼事務局長
山本 康史	みえ防災市民会議 議長
山本 英樹	三重県防災対策部長

2. 国・市町・防災関係機関との意見交換

アクションプランの内容について、令和5年1月から2月にかけて、災害対応の現場に近い各市町と意見交換を実施するとともに、あわせて防災関係機関と意見交換を実施しました。

また、アクションプランの内容だけでなく、計画期間中の取組の進め方等を含めて令和5年3月14日に内閣府と意見交換を実施しました。

3. パブリックコメントの実施

アクションプランの策定にあたり、下記のとおりパブリックコメントを実施し、県民の皆さんから意見をいただきました。

意見募集期間：令和5年1月19日から令和5年2月20日まで

意見数：2名の方から、計8件の意見をいただきました。

(同じ内容の意見があったため7件と整理しています)

<項目別意見件数>

項目	意見数
全般	1
施策3－1 避難施設の整備促進	2
施設3－2 津波避難の実効性を確保するための仕組みの構築	1
施策3－3 避難に必要な防災情報の提供	1
施策5－1 命を守るための意識の醸成	1
施策5－2 防災教育の推進	
施策5－3 地域の防災人材の育成	1
合計	7

<対応状況>

対応区分	意見数
最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
意見や提案内容が既に反映されているもの	1
最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	6
反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0
その他（上記に該当しないもの）	0
合計	7

三重県防災・減災アクションプラン

令和5年3月 発行

三重県防災対策部防災企画・地域支援課

〒514-8570 津市広明町13

電話：059-224-2184